

令和4年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年9月12日（月曜日）

○議事日程（第2号）

令和4年9月12日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第45号 尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第46号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第47号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第 5 議案第48号 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 6 議案第49号 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 7 議案第50号 令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 8 議案第51号 令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第52号 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第53号 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第54号 令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第55号 令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
（質疑、委員会付託）
- 日程第13 一般質問

○出席議員（10名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
5 番 村 田 幸 隆 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 内 山 左 和 子 議員	8 番 中 村 レ イ 議員
9 番 中 里 沙 也 加 議員	10 番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	三 鬼 基 史 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	濱 田 一 多 朗 君
政策調整課参事	西 村 美 克 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	尾 上 廣 宣 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君
商工観光課長	森 本 眞 明 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課調整監	丸 茂 亮 太 君
建設課長	塩 津 敦 史 君
水道部長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	佐 野 憲 司 君
尾鷲総合病院総務課長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君

教育委員会教育総務課長	森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長	平	山		始	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	高	田	秀	哉	君
監 査 委 員	民	部	俊	治	君
監 査 委 員 事 務 局 長	野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	宮	本	朋	実

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立しております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番、中村レイ議員、9番、中里沙也加議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第45号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から日程第12、議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいま議題の11議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 通告に従い、質疑を行います。

議案第50号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、同予算説明書1ページ、第1条で、補正予算（第1号）は、次に定めるところによると示唆されており、その第2条で、当初に定められた業務の予定量を次のとおりに補正されています。既決患者数を入院1日平均149人、年間延べ5万4,360人を1日平均103人、年間延べ3万7,681人に、そして、外来1日平均365人、年間延べ8万8,026人を1日平均343人、年間延べ8万3,428人に補正され、予算第3条に定めた第1款病院事業収益のうち、第1項医業収益は、当初予算34億8,898万3,000円から7億1,923万1,000円を減額補正し、27億6,975万2,000円と計上されております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度では、当初医業収益予定額は大幅な減額補正が行われたことから、令和3年度当初医業収益予定額はほぼ令和2年度の減額補正された見込み数字が計上されており、令和4年度当初医業収益

予定額も同様の試算で、新型コロナウイルス感染症による医業収益低下分を考慮の上で計上されていると判断していましたが、今定例会に上程された議案第50号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」における医業収益7億1,932万1,000円の減額については、要因が新型コロナウイルス感染症との関連とは言い難いと考えられますことから、詳細に御説明をお願いいたします。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） それでは、御説明いたします。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益及び2目外来収益について説明させていただきます。

令和4年度尾鷲市病院事業会計当初予算では、内科医師6名、整形外科医師2名での収益を見込んでおりましたが、内科医師2名減、整形外科医師1名減となったことにより収益の減少が見込まれ、今年度の実績等を踏まえまして補正をさせていただきます。

議長（小川公明議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） できましたら、主な診療科の補正について、その額を御説明ください。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） それでは、医業収益の補正の内訳について説明をさせていただきます。

医業収益の補正額、入院収益6億1,663万3,000円の減額の主な内容としたしましては、内科が3億7,131万3,000円、整形外科が1億1,354万円、あと、眼科が7,202万8,000円等でございます。内科、整形外科につきましても、先ほど申しましたように、医師の減少により収益が減少している状態であり、眼科の一般病棟での収益減につきましても、医療改定による地域包括ケア病棟の施設基準の変更に伴いまして、一般病棟のほうから地域包括ケア病棟のほうへの受入先の変更をしたことによるものでございます。

外来診療の減額につきましても、内科医師2名の減少により、他の医療機関への患者の紹介というのが出てきております。

詳細につきましては委員会のほうで説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長（小川公明議員） 6番、三鬼議員。

6 番（三鬼和昭議員） よく分かりました。

若干、患者数全体にはコロナの影響もあろうかと思いますが、今回は医師数の減数によって大きく生じたであるとか、診療体制の変更ということから、これまでかつてないような、7億1,900万という大きな、途中での減額になったと理解すればいいということですね。

続きまして、予算説明書2ページにあります第1款病院事業収益の第2項医業外収益のうち、2目補助金、2節国県補助金5億7,580万8,000円について、その内容を御説明してください。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） それでは、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目補助金、2節国県補助金の5億7,580万8,000円、こちらについて説明をさせていただきます。

今回計上している国県補助金5億7,580万8,000円は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策として設けられた国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、いわゆる病床確保事業でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れるに当たり、事前に病床を確保していく必要がありますけれども、病床を確保している間の減収補填の意味合いとしての補助で、それともう一点、コロナ専用病棟とする際に、コロナ感染症の患者と一般の患者を同じ病棟で受け入れられないために休床とせざるを得ない病床についての減収補填としての補助であります。

以上です。

議長（小川公明議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） この国県補助金につきましては、これで3年目か、コロナのことがあって、私もこういった補助金があるということで、病院経営が収支的に低下してでもさほど心配はしてはいなかったんですけど、今回の医師の数の変動による減額補正であるとか、また、新型コロナウイルス感染症関連の第2節国県補助金がなくなるのではと、また病院経営者に、紀南病院ですけど、ちょっと研修、政務活動に行かせていただきましたところ、ちょっと心配も危惧もされておりましたが、当病院として現時点で分かる範囲で、これ、大きく予算編成に関わることなので、国、県から情報が入っているのであれば聞かせていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金、病床確保事業でございますけれども、これにつきましては、現在のところ、県からは、9月までの補助の実施、こちらのほうは聞いておりますけれども、10月以降についての、こちらの補助金の動向等々については、県のほうもいまだ情報が入っていないということでございます。

議長（小川公明議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 質疑ですので、未確定のことをここでどうこうというあれじゃないんですけど、この補助金に若干はここ二、三年頼ったような予算編成とか決算になっておるということから、今回の補正（第1号）から予測すると、2節国県補助金5億7,580万8,000円が補填されなくなると換算すると、6ページに示されている令和4年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書の当年度純損失2億7,421万2,000円を加えると、約8億5,000万円を補わなくてはならないような病院事業経営の収支が要ると私は認識するんですけど、そういう考え方で間違いないですか。いかがですか。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 現状のままの経営環境、こちらの中で病院が運営、これからもされていくということを考えますと、おっしゃるように、3年から4年ぐらいで資金不足、こちらのほうに陥るのではないかというふうに考えております。

議長（小川公明議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） この国県補助金が増えれば、9月までと先ほど言っていましたもんで、もう少し増えれば、純損益2億7,421万2,000円が減るということも考えられますので、年度末まで推移は見守りたいとは思っています。

先ほど事務長がその先のことを言われておりましたように、予算説明書7ページから9ページにある令和4年度尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表7ページの2の流動資産、（1）の現金預金9億9,651万円現金があるという、これ、未収金、未払金がありますので、実質的にはどうかというのは全部計算しないと分からないんですけど、補正された尾鷲総合病院、こういう状態で、先ほど少し事務長が言われましたけど、改めて、この現金預金で補助金もしなくなったとしたら、運用可能となるのは何年ぐらい。そのことによって病院の建て直しとか云々は考えなくちゃいけないと思いますので、病院事務方とすれば、どれぐらいのことを考えておるか、試算をしようとしているのか、言える範囲でいいので御

答弁ください。

議長（小川公明議員） 病院事務長、はっきりと議長と言ってください。

病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 先ほどお話も一部させていただいたんですけれども、9億9,651万と、現金預金がということですが、今の損失の出方等々を勘案しまして、先ほど申しましたように、3年から4年ぐらいで。このままの、あくまでこのままということですが、環境で推移すれば、3年から4年ぐらいで厳しい状況が来るんじゃないかというふうには考えております。

議長（小川公明議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 最後にしますが、この体制で今回の補正予算を受けると、先ほどの国の補助金等々がございましたのであれですけど、令和元年度の当初予算が約39億、これをずっともう少し遡っても、現病院開設者の加藤市長が就任されたぐらいもこれぐらいの予算を組んでおりましたが、今回の補正によって医業収益は27億6,900万と、約11億3,000万ぐらいの医業収益の減収というか、予算編成が11億3,000万円ぐらいの減額になった予算編成となる見込みとなっております。これは数字が表している数字ですけど、一般質問ですので、この後、南議員が一般質問で病院を取り上げておりますので、病院のこれからの、医師の確保なのか、病院の改革なのかということを含めて、今、こういった過渡に来ておるのではないかと今回の質疑を行って感じましたので、その辺は、病院当局、また、開設者の市長にあられましても、現時点でこういう結果になっておりますので、慎重に、市民の病院を大事にするような形で取り組んでいただきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

議長（小川公明議員） 他に質疑はございませんか。

7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決において、予算書中、歳出、第7款土木費、公園費、都市公園事業、立木伐採業務委託料302万1,000円について、その場所、そして、目的と積算根拠を教えてくださいませんか。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 建設課です。

まず、場所ですが、場所は大曾根公園、大曾根にあります大曾根公園の世界の

椿園内でございます。

事業の目的としましては、今年2月にほとんど全てのツバキに花実がつかません状況がありまして、これについて、ヒノキが高木化したことによる日照不足が原因と考えられるという指摘がございましたので、ヒノキを伐採し、日当たりをよくすることが事業の目的でございます。

予算の積算根拠につきましては、専門的な伐採となりますので、森林組合のほうからいただいた見積りを基に算出しております。

以上です。

議長（小川公明議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 大曾根公園、2月のことなんですけれども、これは当初予算で上げることはできなかつたんですか。なぜ今、補正予算に上げるのかって、その理由だけ教えてもらってもいいですか。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 2月に花実がつかなかったことから、専門家である樹木医の方に相談して検証をしていただきました。その検証した結果の指摘がある程度期間を必要としましたので、当初予算の計上はいたしておりません。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 9月の補正予算なんですけれども、これは伐採する時期とかそんなのを考えた場合のことを、樹木のことですので、今なのか、例えば、来年度の令和5年度の予算につけられるのならそちらのほうでもつけられるのではないかなど、また素人考えなんですけれども、そこら辺は専門家のほうはどういうふうに言われているのでしょうか。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） ツバキの花実がつかなかったのが確認できたのが2月でございますので、多分、来年度当初になると、今年度の開花もまた間に合わないのかなということで、今回9月補正で上げさせていただきまして、今年度の開花に間に合うように日照不足の解消に努めたいと考えております。

議長（小川公明議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） よく分かりました。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております11議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の11議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、一般質問準備のため、休憩をいたします。再開は10時30分からといたします。

〔休憩 午前10時20分〕

〔再開 午前10時30分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、日程第13、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、1番、南靖久議員。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

先ほど議場へ入る直前に小川議長のほうから、一般質問の見本を見せてやったという激励をいただいたんですけれども、前回、議会運営委員会で議長から諮問をいただきまして、一般質問の在り方ということで、今回初めての一般質問で、できるだけ見本というよりは、市長とかみ合った一般質問にさせていただきたいと思っておりますので、答弁のほうをよろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの猛威はいまだ収まる気配がなく、最初の感染拡大から4年目を迎えます。尾鷲市内でも感染者が延べ1,311人と増加しており、第7波による感染拡大と言われておりますが、最近、少し下火になってきたような感じがいたしております。

繰り返しになりますが、これまでコロナ感染症と日々奮闘されている医療機関、医療及び救急活動従事者など関係者全ての皆様に感謝と敬意を申し上げるとともに、絶え間なく日々御尽力をいただいていることに対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、コロナ感染症の拡大による社会不安、ロシアにおけるウクライナへの軍事侵攻などに起因する原油価格、物価高騰など、社会情勢での不安が我が国のみならず世界中に波及をしております。この影響は、零細事業者の多い当市にも及んでおります。本当に世界中が混沌とした世の中になったものであります。日本国憲法前文に規定する、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会はいつ実現できるのでしょうか。私も皆様と共に、コロナ感染症の終息、そして、争いのない平和な世界を望んでやみません。

我々の暮らす東紀州は、北の紀北町から南の紀宝町まで、5市町全体での面積は、当市の192平方キロメートルを含め約990平方キロメートル、これは県下全体約5,770平方キロメートルの約17%の広さに当たります。そして、東紀州の人口は、令和4年の住民基本台帳によると、尾鷲市1万6,398人、熊野市1万5,569人、紀北町1万4,808人、御浜町8,174人、紀宝町1万471人で、合計6万5,420人となり、三重県下177万人中、約3.7%に当たる人々がこの地で暮らしております。広範囲で集落が点在するこの地域にあっては、少子高齢化に伴う人口減少が著しい経済基盤の脆弱な地域であります。この地域で生活する人々の命を守るために、いつでも安心して治療が受けられる医療施設の整備は、何よりも重要施策の一つと言っても過言ではなく、それぞれが地域医療の要として、厳しい財政状況の中、二つの公立病院を運営しております。

同地域には、診療科目は別として、尾鷲総合病院、ベッド数255床と、3市町による組合立として設置した紀南病院、ベッド数244床、二つの公立病院が、主に入院患者を中心に地域医療の担い手として、この地で生活する人々の命の安全安心を守っております。昭和27年4月に熊野市、御浜町、紀宝町、鵜殿村で組合立として設置した紀南病院は、南牟婁郡の公立病院として、お互いの自治体が支え合って病院経営を担ってきました。

一方の尾鷲総合病院は、昭和47年に市民病院を現在地に新築移転し、一般病棟214床、結核病棟46床、診療科目7科で、新たに5万人規模の診療人口に対応できる病院として、尾鷲市立病院から現在の尾鷲総合病院と改称してスタートを切りました。そして、平成8年4月には、30年余り経過した施設が全ての部門で経年劣化が著しく、これ以上の医療サービスが困難と判断し、市民念願の入院病棟を中心とした現在の施設を、総額50億円余りを投入して整備拡充をされました。

当時の尾鷲市は、特に中部電力三田火力発電所等の企業活動により、東紀州の他市町と比べても、財政的にも経済的にも幾分かは恵まれていたものと私は認識をいたしております。しかし、近年、平成の大合併に乗り遅れた当市は、人口、昭和34年の3万4,534人をピークに、63年間にわたり、今も人口が減り続け、令和22年頃には1万人を下回ることが予測されております。このような当市を取り巻く実情の中、尾鷲総合病院として、地域医療の皆様方の命を守る病院としての機能を継続、維持できるか否か、大きな不安が募るのは私だけではなく、多くの市民の方々も大変に心配をしております。

また、市民の中には、以前から赤字経営が続いていた当院に対して、病院経営を民間でも支えるために、病院安心税を独自に導入してはとの声もあったのは事実で、市民の総合病院に対する強い思いは今も切実なものがあります。

平成9年度まで医療法で定められていた総合病院の定義は、100人以上の入院病床を持ち、診療科目として、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科を標榜し、かつ、集中治療室、講義室、解剖室、検査室等の施設を満たし、県知事が承認した施設が総合病院として名乗ることができたようであります。一般病院と総合病院の大きな違いの一つは、総合病院は、急に発症し、短時間で重篤化する危険性がある疾患の診療及び精密検査を行うことができる設備を要することと言われております。また、二次救急病院に指定されている当院は、手術や入院が必要な重症患者に対応する医療機関で、救急患者の診療、手術から入院に対応し、24時間365日体制で救急患者を受け入れる病院のことであり、二次病院として当院に課せられている責務だと私は痛感をいたしております。

コロナ禍の中、令和2年度、3年度の当院の決算においても明らかであるように、国からのコロナ感染症受入れ病院としての補助金がなければ経営が深刻な事態になっており、コロナ感染症による影響はもとより、医業収益が診療人口の減少や医師不足による影響等が相まって、特に入院患者が驚くほど減少しておると聞いております。

先般行われた市政報告の中でも、加藤市長は、尾鷲総合病院の診療体制について述べられていましたが、いま一度、病院開設者である加藤市長に、コロナ後の持続可能な総合病院の在り方について、当院の現状と課題を数点にわたりお伺いをいたします。

まず、1点目は、コロナ禍の中、令和2年度及び令和3年度の病院会計決算を踏まえた当院の現状と今後の課題を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

2点目といたしましては、総合病院としての機能や、二次救急病院として、患者皆様の命の安全安心を確保するため、必要とする常勤医師数、看護師、医療スタッフ等の人数を具体的にお示しいただければ幸いです。また、人員確保に向けた今後の働きかけとその見通し及び医師確保に向けた戦略について、加藤市長の御所見をお尋ねいたしたいと思います。

3点目といたしましては、院内においてコロナ感染症が発生する中、今後の感染症対策の徹底した取組についてもお聞かせを願います。

4点目として、全く終息の兆しが見えてこないコロナ禍の中、コロナ感染症患者受入れ病院として東紀州地域では、当院12床と紀南病院20床が県から指定されており、お互いが情報を共有し、連携を強化していると聞く中、当地域でもコロナ感染患者が増え続け、当院の発熱での外来を受診する患者が増え、窓口業務や対応する医師不足で日々大変な状況が続いていると仄聞をしております。

救急業務を一手に担う紀北消防組合でも、特に最近は、救急患者の対応に消防職員の方々は既に疲労こんぱいであり、内科、外科、整形関係の患者に至っては、他市町、特に松阪市、伊勢市等、遠距離への患者搬送が多く、大変な状況が今なお途切れることなく続いているとお聞きしております。今の救急現場の状況を加藤市長は御存じですか。また、その対応を講じていますか。市長の御所見をお伺いいたします。

5点目といたしまして、平成29年3月から令和2年度までの当院の病院改革プランにつきましては、計画年度を過ぎ、再度計画の見直しがされているものと聞いております。長引くコロナ禍の中、当院の入院、外来を含め患者数が激減する中で、医業収益の落ち込みが当初予算をはるかに上回っており、本来でありますと、一時借入金や一般会計からの繰入金で病院経営を賄わなければならないところですが、コロナ受入れ指定病院として高額な補助金により、令和2年度決算では約5億1,800万円の黒字、また、令和3年度の決算においても約10億8,500万の大幅黒字決算、これは当院始まって以来の驚くような純利益であり、単純に収支計算のみで見ると健全経営の病院ですが、約14億円のコロナ感染症による補助金がなければ2億4,400万の大幅赤字となり、病院経営は深刻な状況になることが明白であり、よって、策定する病院経営強化プランについては、10年、20年後を見据えた身の丈に合った尾鷲総合病院のあるべき姿を描くべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

6点目といたしまして、毎回、市民アンケートでは、最も重要度が高く、最も

満足度が低いと言われている総合病院が市民から信頼、支持される病院として生まれ変わるには、将来の病院の姿を明確に示すことが一番大切であり、県の東紀州医療計画はもとより、今後の在り方を探るには、市民の意見や考え方も十分考慮し、市の経済規模や人口及び財政状況を考慮して、持続可能な病院の運営計画を進めるべきだと考えます。

10年後の当市の人口は1万2,700人、紀北町で1万1,800人、計2万4,500人の診療人口地域となり、20年後には尾鷲市も1万人を割り、紀北町と合わせて1万9,000人に減少することが人口推計で予測されております。少子化により人口減少が著しい当地域の地域医療を守るためには、どうしても県の力強い支援体制と、三重大学病院からの医師派遣が絶対条件であることは論をまたないところでありますが、県、三重大だけの協力だけでは現状の総合病院を維持運営していくことは、当市だけの財政力では誰から見ても不可能に近く、どうしても紀北町による協力支援が不可欠であると私は考えます。よって、尾鷲市と紀北町による組合立病院としての考え方も近い将来持たなければならないと考えますが、いかがでしょうか。市長の御見解をお聞きいたします。

次に、信頼支持される災害拠点病院としてのあるべき姿について、何点か市長の考え方をお尋ねいたします。

平成9年1月に紀北地区の災害拠点病院として県から指定を受け、はや25年経過しました。皆様御存じのとおり、災害拠点病院は、地震、津波、台風など、災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する役目を担うとともに、当院は、当地域で災害が発生したら、紀北地区を含む東紀州地区の中心的な役割を果たす病院であります。また、災害拠点病院は、早期に災害のダメージから病院機能を回復し、できるだけ早く通常業務ができるように事業継続計画の策定も義務づけられ、当院も令和元年に策定をしております。策定初年度から4年経過し、コロナ禍の中、随分、診療体系や救急医療体系が変化しており、事業継続計画の検証や見直しは行っていないのか、お尋ねいたします。

次に、災害拠点病院として指定されている当院の施設の一部に、いまだ耐震整備がなされていない旧透析棟のエリアについては、既に耐震診断が終わっていると聞いておりますが、その部分の施設について、県から災害拠点病院として速やかな対応を求められていると漏れお聞きすることがありますが、いかがですか。旧透析棟については、第7次尾鷲市総合計画の資料編でも、公共施設等の脆弱性評価結果の中で、当院の施設の耐震化を計画的に進めると明記されております。

したがって、公共施設の耐震化の順位から考えても、災害拠点病院として最優先的に耐震化の方向を示すべきであるが、いかがでしょうか。

最後に、南海トラフの影響による巨大地震、巨大津波が発生した場合、多くの被災者が出ることは避けられず、受入先となる尾鷲総合病院は、通常の業務の傍ら、多くの災害被災者が押し寄せてくれば、院内が野戦病院化することが想像され、患者救済のためのマンパワー確保が必要となります。過去最大クラスの地震、津波が発生すれば、尾鷲市で約5,700人の死者が予想され、隣の紀北町でも約8,000人、合わせると最大1万4,000人も死者が出ると予想されております。

ほかにも、直ちに治療を必要とする重症患者及び軽症患者約2,000人の受入れを主に尾鷲総合病院が災害拠点病院として対応しなければならず、病院スタッフのみでは到底対応できるものではなく、マンパワー不足が顕著に現れることが想像できます。したがって、災害時におけるマンパワー不足を解消できる唯一の手段の一つとして、可能であれば、即戦力となり得る、当院と国道を挟んで隣接する尾鷲高校生徒約480名への災害ボランティアチームの育成を、差し支えなければ、尾鷲高校側にお話しできないだろうかと考えておりますが、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

病院開設者である加藤市長の明快なる御答弁を期待して、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、南議員の御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1点目の病院の現状と課題と、それに関連する5点目の将来あるべき姿について回答申し上げます。

まず、尾鷲総合病院は、医療圏人口の減少に伴い、医業収益が毎年減少し、平成30年度まで3年連続で赤字であったことから、尾鷲総合病院新改革プランに記載している取組を進めることとし、令和元年度には、療養病棟を当地域で不足している地域包括ケア病棟に変更することにより黒字を計上することができました。さらなる取組として、令和2年度にはDPC制度に参加したことにより、1人当たりの診療単価が増となりました。このように着実に新改革プランに基づいて進捗してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、予定しておりました病床数の削減につきましては、県の要請を受け、当院でもコ

ロナ専用病棟を設置したため、先送りすることとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延は経営にも大きく影響し、患者数、特に入院患者数が大きく減少し、医業収益が大幅に落ち込みました。しかしながら、当院では、新型コロナウイルス感染症の対応を行ってきたため、国や県からの補助を受けることができ、特に新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために必要な空床及び休床確保のための補助金として、令和2年度には約5億1,800万円の収入があり、黒字決算となりました。さらに、令和3年度は、より重い症状の患者を受け入れる重点医療機関に変更したことにより、補助単価を増額させ、また、本年1月以降に補助対象の休止病床が減少となることを、補助額を確保するため、より高度な治療を必要とするハイケアユニットのみなし病床に変更したことにより、補助対象のベッド数を維持させてまいりました。

このように長引く感染症の蔓延により患者数が大きく減少し、医業収益が大幅に落ち込んでいる中、いかに補填するか、その策として、国の補助金をいかに獲得していくか、考えられる補助メニューを洗い出し、活用しながら補助金を大きく受けることができました。結果、昨年度の空床確保補助金は約13億4,200万円となり、純利益約10億8,500万円を計上することができ、平成25年度から借り越していた一時借入金を全額返還し、底をついていた現金につきましても、約9億5,300万円を翌年度に持ち越すことができるなど、経営数値を大幅に改善することができました。

私は、病院スタッフのこのたゆまない努力に対して敬意を表しております。

ただ、本年度は、内科、整形外科の医師数の減少等により今まで以上に医業収益が落ち込んでおり、補助金を見込んでも約2億7,000万円の赤字となる見込みで、来年度以降、補助がなく、このままの状態では病院経営を続けていけば、毎年大幅な赤字となり、3年から4年で再び資金不足に陥る可能性があります。そのため、本年3月に持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが公表されたことから、従来の経営改革プランを大幅にブラッシュアップし、持続可能な病院経営を推し進めるため、来年度までにこのガイドラインに基づく経営強化プランを策定してまいります。

当院といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が大幅に減少していますが、発生から2年以上経過し、コロナの対応がおおむね常態化された今もなお患者数が減少したものであることから、今後、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたとしても、コロナ前の数値に回復することは大変難しいも

のと考えております。このことから、今後の医療需要は、今の病床数では余剰になることが予想され、議員がおっしゃるとおり、身の丈に合った病院にしていくべきであると考えております。

平成8年度に入院病棟を新築した当時と比べ、本市の人口は30%以上減少しておりますが、病床数はほぼ同数と変わっておらず、今後も病床利用率が人口減とともに低迷することが予想されるため、現在、五つある病棟のうち、少なくとも1病棟に相当する50床前後の削減は必要と考えております。また、経営を安定化させるためには医師の確保が重要と考えておりますが、ガイドラインでは、県の役割として、県の策定する医師確保計画に基づき、県立病院等をはじめとする基幹病院から不採算地区病院への医師派遣を強化することが求められていることから、プラン策定時には県と連携を強化し、具体的に医師の派遣が受けられる計画になるよう努めてまいります。

今回策定する経営強化プランは、医療提供体制を今後どのようにしていくかが重要となりますが、当院は、三重大学や伊勢赤十字病院などの多くの病院から応援医師等の御協力をいただいていることで成り立っている病院であり、議員のおっしゃる10年、20年先を見据えた病院経営の構想は必要であります。長期的な計画に落とし込むことは難しいことから、将来の構想を念頭に置きながら、国に求められている令和9年度までのプランを策定し、お示ししたいと考えております。

次に、必要とする医療スタッフの人員数と働きかけの見通しと戦略についてであります。

まず、医療スタッフにつきましては、薬剤師が2名ほど不足していると考えております。看護師におきましても数名の不足と考えております。そのため、薬剤師、看護師確保につきましては、修学資金の周知や、各学校や養成所へ学生の紹介を働きかけております。

医師につきましては、入院患者数、外来患者数を基に計算した医療法上の充足率は満たしております。しかしながら、内科、外科、整形外科のみを抽出し、計算した結果、内科8名、整形外科3名が必要であることから、非常勤医師の応援を含めると、あと、内科が2名、整形外科が1名、最低でも必要と考えております。医師の確保につきましては、三重大学の関連病院ということもあり、独自の採用を行うにはかなりの制限がありますが、教授の了解が得られた診療科におきましては、独自に医師確保に努めております。そのため、愛知県の五つの医局

を訪問し、教授や医局長と面談し、また、関東の大学の教授や准教授と面談を行いました。情勢はかなり厳しいと感じております。また、県に対しても、医師の地域の偏在化や診療科の偏在化の解消に努めるよう、医療保健部と何度も面談し、特に知事に対しては直接強く要望し、当院の切実な実情を訴えております。今後は、全国公募を視野に入れ、優良の人材、紹介所等を利用し、医師確保については、やれることは全部やる意気込みで取り組んでまいります。

そういった中、過日、議長、副議長より、三重大、三重県に対して議会も陳情に行こうというお申出を頂戴し、私も、ぜひ御一緒をお願いしますと返答し、日程調整後、議員の皆様と共に行動を起こしたいと考えておりますので、その折にはぜひよろしく願いいたします。市民の皆様におかれましては、病院の現状を御賢察の上、御理解を賜り、今後ともなお一層御協力をいただきますよう謹んでお願い申し上げます。

次に、院内におけるコロナ感染症対策の徹底した取組についてであります。

まず、7月上旬に発生した病棟での職員と患者の感染、また、8月中旬から今月にかけて発生した病棟での職員と患者の感染につきまして、当院を御利用の方には大変御心配をおかけしております。さらに、7月の中旬に医師6名が感染し、外来の制限と救急患者の受入れ停止を行ったことにより、市民の皆様には不安な日々を過ごすこととなり、また、遠方への救急搬送となり、大変御不便をおかけいたしました。第7波につきましては、家庭内の感染が多く、潜伏期間内に病院での感染拡大を起こしており、県内でも数多くの大病院で同様のことが起こっております。当院の職員におきましては、医療従事者であることを念頭に、病院独自の行動制限により感染拡大を最小限にとどめるよう取り組んでおります。今後も、職員の感染におきましては、病院内の感染対策委員会と新型コロナ対策委員会を中心にした徹底した院内での感染拡大の抑制に努めてまいります。

次に、救急搬送の現状と対策についてであります。

当院では、7月から内科の常勤医師が2名減少し、4名体制になり、第7波の新型コロナ感染症の対応の中、お盆前から発熱を訴える救急患者が激増したため、事務職も休日を返上し、車の誘導、問診など、災害時並みの対応をしております。そのため、どうしても救急患者の受入れを断ることが生じております。また、整形外科におきましても、4月から常勤医師が1名になり、手術を要する救急は、紀南病院や松阪市民病院、松阪中央病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院にお願いしております。

先ほども述べましたが、当院の医師6名が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより救急患者の受入れを停止したため、7月は特に管外搬送が多くございました。そのため、紀北消防組合の搬送の距離数が伸びていることは、私自身が紀北消防組合の管理者であることから十分承知しております。

このような状況の中、当院への搬送を円滑に対応するため、毎日のように消防本部と連絡を取り合い、救急患者の受入れ可能状況やコロナ専用ベッドの空き状況を確認しております。できる限り当院が救急患者を受入れできるようにするためには、医師の確保が第一と考えておりますので、引き続き医師確保に取り組んでまいります。

次に、紀北町と組合立病院についてであります。

議員の御質問のとおり、当院は、市民アンケートでは、重要度が高く、市民の皆様にとって大変関心の高いことは認識しております。したがって、市長就任当初から私は、尾鷲市ニアリーイコール尾鷲総合病院だと申し上げてまいりました。紀北町におきましても同様に、当院は大変重要な施設であることは十分に認識していただいております。そのため、救急医療体制特別支援金として年間4,400万円を令和2年度、3年度と2か年にわたり御支援を賜りました。今後の当院の運営におきましては、医療提供体制は、三重大学の医局からの医師派遣は必要不可欠であるものの、必要な診療科は独自で医師確保等に努めていかなければならないと考えております。

また、病院の維持存続のためには病院経営は非常に重要なことでもあります。先ほど経営強化プランでも述べましたが、議員の御質問のとおり、経済規模、人口規模、財政状況を鑑み、身の丈に合った持続可能な病院規模で運営していくことが重要であると私も認識しております。まずは、自助努力をもってこの難局をどう克服していくのか、最大限の努力をいたします。ただ、御質問の組合立病院に関しましては、相手があることですので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、尾鷲総合病院の災害拠点病院としての、その関連した御質問についてであります。

まず、事業継続計画についての検証や見直しについてであります。当院は議員のおっしゃるとおり、平成9年に東紀州で唯一の災害拠点病院の指定を受けております。そのため、独自で尾鷲総合病院災害マニュアルを作成し、運営しておりましたが、病院規模のマニュアルのため、各部署が時系列に行動ができるマニ

ユアルが必要であることから、平成31年3月に事業継続計画、いわゆるBCPを作成いたしました。現在のところ、策定時から見直しは行っておりませんが、来月1日に厚生労働省が実施する総合防災訓練における広域医療搬送訓練に当院のDMAT隊が参加し、同日実施される三重県災害時小児周産期リエゾン訓練にも参加するため、その二つの訓練と連動し、院内でもBCPの検証のための防災訓練を実施することとなっております。その際に洗い出された課題につきましては、それを機に見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、旧透析棟の耐震化についてであります。

当院は、平成9年に外来棟を耐震化したものの、一部構造的に耐震化ができず、残っております。その箇所は、議員のおっしゃるとおり、旧透析棟の部分でございます。そのため、平成19年3月に透析棟を新築し、患者の皆様が安全に治療のできるよう対応しております。旧透析棟は、現在、患者が出入りする用途には使用しておらず、今後も使用しない方針であります。

最後に、尾鷲高校の生徒ボランティアチーム、災害ボランティアチームの育成についてであります。

議員のおっしゃるとおり、南海トラフ巨大地震が発生すれば、市内は甚大な被害が想定されております。発災時には、当院におきましても、入院患者のみならず、負傷者の受入れにより大混乱するおそれもあり、その際には、医療スタッフのみならず、多くのマンパワーが必要となり、活動力のある高校生などのマンパワーは有効であると私も議員同様考えております。そのためには、災害時に急遽寄せ集めるのではなく、ふだんから災害時に対応できる教育や訓練が必要であると考えております。本件を推進するには様々な課題が考えられますが、尾鷲市社会福祉協議会には災害ボランティアコーディネーター養成講座があるため、社会福祉協議会と連携し、ぜひ尾鷲高校に呼びかけていきたいと考えております。

さらに、災害時でなくても、志摩市民病院では、高校生が日頃から病院内で活躍しておりますので、そのような案件も今後参考にしてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 1番、南議員。

1番（南靖久議員） 丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をしていきたいと考えております。

我々、同僚議員と7月19日に政策提言というものを加藤市長のほうにさせて

いただきました。主に、病院のことが主だったんですけども、地元新聞で取り上げていただいてから、私も同僚議員も数多くの市民の方々、あるいは福祉関係者の方々から、大きく病院に対する思い、要望、提言を30項目ぐらいに、30人ばかりに聞いておりますけれども、もし時間があれば後ほど紹介はさせていただきますので、またよろしく願いをいたしたいと思います。

当然、尾鷲病院の充実というのが市長と全く同じ考え方で、まちづくりの基本だと僕は思うんですね。そういった意味では、第7次総合計画で標榜されております「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」、いかに原点に戻ると、やはり命の安全安心が担保できるというのが、僕は一番望ましい姿じゃないかなということで、まずは僕は、まちづくりの根幹として、尾鷲総合病院の充実が、市長も全く同じと思うんですけど、市民が望む病院形成というのは、これからも人口が減るに至ってもしっかりと整備、対応していかなければならないと、そのように考えておりますので、改めて市長に再質問をしたいんですけども、基本計画の中でもうたわれておりますように、例えば、市民の要求度が高いけれども、満足度が低いということで、当市としてもある程度、点数を5.幾つに上げていくというような、基本計画の中であらわれておりますけれども、僕は点数制度というのはよく分からないんですね。何が基準にどうかということは。そういった難しい表示じゃなしに、やはり尾鷲病院のあるべき姿ですか。今、市長が言われたように、最低でもない内科医と整形外科医が1人ずつ必要だと市長が答弁されておりましたけれども、一回、点数表式のあれというのはどう判断したらいいんですか。これに基づいた尾鷲市の望む方向性の、大きな病院に対する考え方です。改めて点数表示の仕方について、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 第7次総合計画にお示ししております医療救急体制、主要施策については、五つのことは当然書かれておりますけれども、それをいかにして具体的に進めていくか。例えば、医療提供体制を充実させるということは、せんだってからいろいろ、電子カルテを含めて、リニアック、それから、MRI等々、やっぱり病院の機器はきちんと新しいもの、やっぱり壊れているものじゃ駄目、古いものは駄目、なるべくそういうことに一応私は努めてまいりました。

一方では、当然のことながら、議員おっしゃるように、今、1万6,000人ぐらい、紀北町も含めて大体3万人から、ほかのところ、3万5,000から4

万人ぐらいの医療人口をどうやって尾鷲総合病院でカバーできるのかということについては、大きな話は二次救急、これの体制をきちんとすることであり、さらには、先ほどおっしゃったように、基本的には内科、整形外科、これの医師の充実ということ、このことは最低でもやっていかなきゃならないと、私はそのように考えております。

議長（小川公明議員） 1 番、南議員。

1 番（南靖久議員） 僕も先ほど、何点かにわたって前段で質問させていただきましたけれども、やはり結論としたら、もう医師の確保以外にないんですよ、差し当たって、尾鷲病院を充実するという意味では。いろんなお話がありますけれども、先般、僕、日下病院長とお話しする機会がございまして、病院長、今、尾鷲病院の望む、院長が描いている医師数の確保とはどうですかと言うたら、問いましたら、病院長はもう正直に、内科医 2 人、外科医 1 人、整形 1 人、小児科 1 人の常勤医師が確保できれば、ある程度の市民的にも安心安全、あるいは 24 時間救急医療体制が堅持できるんじゃないかというようなお話をいただきましたんですけれども、市長は、内科 2 名、外科、整形、小児科の医師 5 名体制というのが、本当に日下院長が今最も望んでいる医師数だと思うんですけれども、市長はいかがですか、5 人体制の増員については。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、経営の数値から、議員も御存じだと思いますんですけど、今現状で、医業収益の中の入院病棟に対する収益が、入院収益が非常に落ちております。これは完全に、私は、内科医の医師不足、整形外科医の医師不足、これが根本的な話だと思っております。それはどういうことかということが、それが達成できないということは、医師不足ということも言っても過言ではないと。そのためにも、やはり何とかしながら、議員がおっしゃっていますように、内科 2 名、整形外科 1 名、これは最低限。小児科の問題についても、これはもう毎回毎回、三重大の小児科教授のほうにお願いしておりますんですけれども、大変非常に難しい状況であります。

ちなみに、恐らく 10 月 1 日に三重大のほうから尾鷲総合病院に派遣する人事異動が、内示を受けましたんですけれども、この前も内科医の土肥教授とある程度話しておりましたので、今回はいろんな、優れた医師、外科のほうも水野教授が一生懸命頑張っていて、そういう、まず、質のほうだけきちんとして、あとは量のほうなんです。その件については、三重大にしろ、三重県にしろ、

これはやっぱり要請はどんどんどんどんやっていかなきゃならない。と同時に、多少なりとも、今先ほど申しましたように、全国的な規模で人材あっせん会社については今後はやっていきます。その中から、やはり医師の確保ということは、私はやっていかなきゃならない、このように考えております。

議長（小川公明議員） 南議員。

1 番（南靖久議員） 確かに先ほどの三鬼和昭さんの質疑の中でありましたように、内科で3.7億、整形で1.1億、眼科で7,200万のマイナスということで、本当に大変な数字ですよね。もしコロナ補助がなければ、約8億5,000万の赤字。本当に尾鷲病院の経営を考えると、恐らくコロナ補助のほうも今年度中あたりで終わるんじゃないかなというような予測がして、3年間、どうにかこうにか持ちこたえられるような感じですけども、今、内部留保金が9億数千万あるときこそ、僕は、尾鷲病院の将来に向けた確立は、進むべき方向性は示すべきだと考えておりますので、ぜひとも三重県、やはり県の支援がないことには、三重大の派遣だけでは、僕、やっていけないと思うんです。

先般も、同僚議員と紀南病院のほうを政務調査させていただきました。紀南病院は、244床のベッド数を持っておるんですけども、医師が全体で22名、現状勤務されております。そのうち、内科医が10名、外科3、整形2、眼科3、小児科1、口腔外科1等々、計22名の医師が勤務されておるわけなんですけれども、内科の10名のうち、自治医大から6名の方が来ていただいているということで、ぜひとも尾鷲市としても、三重県を通して自治医大のほうへ僕は働きかけていくのも一つの手段じゃないかなというような、お話を聞いて思ったんですけども、そういった自治医大のほうの協力依頼というのは、三重県とは一応お話はされていないんですか、現在。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほども御質問に対してお答えしましたけれども、要するに、尾鷲総合病院は三重大から医師の派遣というのを一応基本としているわけなんです。それを一応ずっと守り続けてきたというのと。紀南病院にはいろいろありましたけれども、自治医大からそういう6名なり、そういう方々がいる。これについては三重県のほうには要請しております。

せんだって、先ほども申し上げましたけれども、一見知事のほうに行きまして、その辺の要請はきちんとやっております。だけれども、今の状況の中で、三重大、三重県庁、しかる措置を取っていただくべく要請はお願いしております。

ですけれども、やっぱり我々で動かないと大変だなということは、やっぱり病院のスタッフと共にそういう方向で、一つの策としてやっていかなきゃならない。それが全国規模でやっております人材派遣の、医師派遣のそういうセンターをしなきゃならないと。ただ、そういうこともやっていこうということで。

御質問に対する自治医大との件については、一応要請はしておりますけれども、返事は非常に乏しいという状況なので、さらに、まずは医師確保、この部分について徹底した形で要請してまいりたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 南議員。

1 番（南靖久議員） 自治医大もそうなんですけれども、紀南病院を例に出すと、病院で独自採用も、内科医が2名の医師を採用されておられるということでございますので、そういった観点も市長がこれから全国的に募集をかけて展開するというところでございますので、医師確保に向けては大きく期待をいたしたいと思えますし、議会も今度こぞって調整して、三重大学、三重県のほうへ行かれるということでございますので、ぜひとも力強い、僕自身も微力ではございますが、自分のできる限りの努力は、医師確保に向けての努力はしていきたいと思えますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思えます。

時間が押し迫ってきておりますので、災害拠点病院のほうのお話に入らせていただきます。

市長、今回の防災訓練を見て、BCPの見直しについては今後考えていくというようなお話がされたんですけれども、確かに今の現実の尾鷲病院の救急体制を見ても、本当に二次救急の体になされていないというのが今の現状ですし、ちょっとした腕の骨折なんかでも、整形常勤医師が1名ということで、松阪、紀南のほうへ搬送されるということですので、消防署の方も大変なんですけど、一番大変なのは、やはり患者側も大変な状況に陥っているということでございますので、ぜひともそういった問題を克服する意味においても、やはり医師の確保が絶対必要不可欠でございますので、今後、最大の努力をしていただきたいと思います。

それと、災害が発生した場合のマンパワーということなんですけれども、市長のほうが一番先ほど、社協のボランティアを通じて、尾鷲高校のほうへお話をさせていただくという返事をいただきましたので、ぜひとも、高校災害ボランティアチームをつくっていただくよう、学校側のほうに強く働きかけをしていただきたいと思います。と要望いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、やはり災害拠点病院として指定されている尾鷲総合病院でございます

ので、恐らく県下の災害指定病院の中で未耐震の病院というのは、僕は尾鷲病院だけじゃないのかなというような記憶がしているんですけども、ほかにも災害拠点病院に指定されている公立病院で未耐震の病院がありますか。もし御存じでしたら、お答えをお願いします。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 私どものほうでも、まだその部分は把握はしておりません。

議長（小川公明議員） 南議員。

1 番（南靖久議員） 把握しておらんということでございますので、やはりぜひとも、既にもう耐震診断は終わっていると聞いていますので、今の旧透析棟を取るのか、もう撤去するのか、耐震補強するのかという二つに一つなんですけれども、市長、災害拠点病院としての体制として、その件については、旧透析棟についてはどのようなお考えを持っていますか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど議員がおっしゃっていただいていますように、旧透析棟、これについては耐震化ができていないという事実がございます。これをどうするのかというような形になりますと、非常に、常にこれ、前々から私、市長になったときから、これが問題だということずっと頭を悩ませているわけなんですけれども、一時的な措置として、今、旧透析棟には患者さんは入っていませんよというようなことで一応はやっているわけなんですけれども、今後どうするかにつきましては、基本的には、議員おっしゃるように、耐震化するのか、あるいはその部分だけ壊すのか、非常にそれぞれ課題があります。その課題を今これから抽出しながら、どうあるべきなのかということについても考えていかなきゃならないと思うんですけども、現状の今の尾鷲総合病院の将来的にわたる経営状況からしますと、どの部分でどうするのかということについては、まだ空白です。その辺等も十分認識しながら、今回の経営強化プランの中にどう組み入れていけるのかどうかも検討しながら考えていきたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 南議員。

1 番（南靖久議員） 災害拠点病院として指定されているということでございますので、検討云々、考える云々じゃなしに、ぜひとも撤去するなり補強するなりということは明確に、早い時期にお示しをいただきたいと強く要望しておきます。

それと、いろんなことを聞きたかったんですけども、時間がないということ

で、最後になりますが、やはり今、尾鷲病院のコロナの影響で玄関口が閉鎖されている状況が何年かにわたって続いておられるということで、お体の不自由な方は大変迷惑しておるのが現実でございます。紀南病院にしろ、新宮医療センターにしろ、玄関口からほとんどの病院が今出入り可能なような状況でございますので、そういった意味では、バスも玄関口で回って便利になったにもかかわらず、相変わらず裏へ回って救急車のところから患者が出入りするというのは、これはやはり病院の形態としても僕は、もう何年もふさわしくないと思うんですね。できるだけ早く玄関口を開けていただいて、玄関から患者さんが入っていただくような病院にさせていただきたいと強く思うんですけれども、いかがですか、玄関口のオープンは。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 確かに玄関口はきちんと開けるのが通常です。普通、通常はそういう話なんですけれども、現状においては、私どもとしては、感染対策の一環として、出入口を1か所、これに集約すると。そういった中で、検温とか、あるいは手指消毒を現在行っていると。ただ、私が思いますのに、第7波の終息のまだめどが立っていない今、出入口云々ということについては、今、救急のほうを閉めて玄関にする、玄関を閉めて今までのままにするということについては、やっぱり考えにくいと、今の状況をしばらく続けていきたいとします。

ただ、議員がおっしゃるように、やはり玄関口をいつ開けるのかということについては、コロナとにらみ合わせながら考えていきたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 南議員。

1番（南靖久議員） できるだけ対応、対策として、速やかに玄関から出入りできるような尾鷲病院にさせていただくことを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日13日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

〔散会 午前11時30分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 中 村 レ イ

署 名 議 員 中 里 沙 也 加